

別表第5（第10条関係）

区分	管理基準
<p>適正な維持管理</p> <p>(1) 太陽光発電設備</p> <p>(2) 事業区域</p> <p>(3) 標識の設置</p> <p>(4) 異常発生時の対応</p> <p>(5) 災害発生時の対応</p> <p>(6) 緊急対応マニュアルの作成</p>	<p>太陽光発電施設の適正な維持管理に努めるとともに、災害や機器の故障等のトラブルが発生した場合には、速やかに太陽光発電設備及びその周辺を確認し、適正に対処すること。</p> <p>電気事業法（昭和39年法律第170号）で定める保安規定等に基づき、定期的に保守点検を行うこと。</p> <p>ア 定期的に清掃及び除草を行い、適正に管理すること。</p> <p>イ 薬剤等を散布するときは、事前に散布の日時等について、市、隣接関係者及び地域住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう対策を講ずること。</p> <p>災害の発生、太陽光発電設備の故障等、緊急の場合に事業者に連絡を取ることができるよう様式第12号による標識を事業区域内の見やすい場所に設置すること。ただし、発電出力20キロワット未満の太陽光発電設備を設置する場合を除く。</p> <p>周辺環境に影響を及ぼす太陽光発電設備の異常（破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等）が発生した場合は、速やかに対処するとともに、対応結果を市、隣接関係者及び地域住民に報告すること。</p> <p>落雷、洪水、台風、積雪、地震等の自然災害が発生した場合は、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備に異常が発生していたとき及び周辺環境に影響を及ぼしていたときは、速やかに対処するとともに、対応結果を市、隣接関係者及び地域住民に報告すること。</p> <p>異常又は災害が発生した場合に速やかに対処することができるよう、あらかじめ緊急時連絡網及び緊急対応マニュアルを作成すること。</p>